

平成30年第1回農業委員会議事録

平成30年1月25日

長瀬町農業委員会

平成30年第1回農業委員会議事録

開催通知年月日 平成30年1月12日
開催年月日 平成30年1月25日
開催場所 長瀬町役場4階 全員協議会室
開会時刻宣告者 13時30分 事務局長 南 勉
閉会時刻宣告者 14時05分 事務局長 南 勉
会長 鈴木 誠 会長職務代理 村田 茂

出席委員

農業委員

席次	氏名	席次	氏名
1	野村 五郎	11	堀口 榮一
2	櫻井 汪	12	飯嶋 辰吉
3	福島美知子	13	鈴木 誠
5	野原 新平		
6	高橋 満		農地利用最適化推進委員
7	小菅 辰彦	第1区域	中井 孝志
8	村田 茂	第2区域	高田 幸好
9	坂上 良資	第3区域	染野 亘志
10	田端 久子	第4区域	齊藤喜久夫

遅刻委員 な し

欠席委員

4 中川 知久

議事参与者 事務局長 南 勉 主 査 村田 和也
主 事 峰岸 綾子

会議件名

- (1) 農地法第4条の規定による許可申請1件について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請2件について
- (3) 農地利用集積計画1件について
- (4) 農作業料金・農業労賃について

(5) その他

- ・ 次回委員会開催日程について

開 会

事務局長 皆さん、こんにちは。本日は、お忙しい中をご参集していただきありがとうございます。

それでは、ただいまから農業委員会を開会いたします。

(午後1時30分)

会長挨拶

事務局長 始めに、鈴木会長からご挨拶をお願いいたします。

会長 皆さん、こんにちは。お寒うございますということで、本当に48年ぶりの寒波ということで、異常気象ですね。それから、雪も大したことなく、農家にとってはよいお湿りじゃなかったかと思います。また、学校なんかでは流感が大分はやっているようなので、お互いに気をつけてまいりたいと思います。よろしくどうぞお願いします。

事務局長 ありがとうございます。

早速、会議に入らせていただきます。

議長選出

事務局長 会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。

開議の宣告

議長 それでは、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

着座にてお願いします。

ただいまの出席委員は12名です。定数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、本日の欠席の届けが中川委員よりありましたので、ご報告いたします。

議事録署名人の指名

議長 それから、これから議事録署名人を指名いたします。

1番、野村五郎委員、2番、櫻井汪委員を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議がございませんので、よって、議事録署名人に1番、野村五郎委員、2番、櫻井汪委員を指名いたします。

諸般の報告

議長 ここで諸般の報告をいたします。

1月12日に農業委員会秩父郡市協議会によって研修会が秩父市の農園ホテルで開かれました。多数の委員の皆さんにご参加いただき、まことにありがとうございました。

以上で諸般の報告を終わります。

農地法第4条の規定による許可申請1件について

議長 第1号 農地法4条の規定による許可申請1件についてとして議題とします。

農地法4条番号1、———氏より許可申請があった農業用施設への転用について審議いたします。

事務局、説明をお願いいたします。

事務局 事務局のほうから説明をさせていただきます。

次第を1枚おめくりいただきしたいと思います。

議案第1号 農地法第4条番号1について説明いたします。

番号1、申請者住所・氏名、—————、———さん。次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字野上下郷字—————、———、地目はどちらも畑、面積は390、1,020、合計1,410平方メートルの2筆でございます。転用の目的は、農業用施設となります。

下に案内図と公図がありますので、場所の確認をお願いいたします。場所は、——区内、特別養護老人ホームながとろ苑の南にある場所でございます。

次に、申請の事由でございますが、キノコの生産・販売業を営んでおりますが、隣接する2筆の土地に新たに規模の大きい培養室を建て、事業の拡大を図りたいということでございます。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図と平面図をごらんいただききたいと思います。土地造成1,410平方メートルです。建築物は、培養室1棟、建築面積は591.66平方メートルとなっております。

次に、資金計画でございますが、—————
———ということでございます。現在お返ししています申請書に、—————
———が添付されておりますので、ご確認をお願いいたします。

次に、農地の状況でございますが、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。また、農地の区分といたしましては、長瀬

町農業振興整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内であるため、農用地区域と判断されます。

議案の上部に記載している農地法第4条・5条許可要件に、「農業振興地域内の農用地区域の農地でないこと。（農用地利用計画において指定された用途に供する場合は例外的に許可できる）」とございますが、記載事項の括弧に例外的に許可ができる場合が記載されております。本件は、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものでございます。現在お返ししております申請書に、農用地利用計画の変更通知も添付されておりますので、あわせてご確認をお願いいたします。

なお、申請地は、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域内にあり、町道野上下郷76号線に接している農地でございます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員でございます染野巨志さん、お願いいたします。

染野巨志推進委員 過日、役場の村田さんと、それから前沢さんですか。それから飯嶋さんですかね。4名で——さんのお宅へ行きまして、説明を聞きました。公害、騒音ですね。騒音とか、それから排水、垂れ流しとか心配されたんですけども、全くそういう水は使っていないと。それから、騒音とかそういうのも全部なし。それから、規模を大きくしますので、従業員を若干名採用したいという話を聞きました。ですから、これに関しては全然問題ないというふうに思います。

以上です。

議長 染野巨志委員の説明が終わりました。

続きまして、農業委員、説明をお願いします。

12番、飯嶋辰吉委員の説明をお願いします。

12番飯嶋辰吉委員 12番、飯嶋でございます。

昨日、16日だったですか、役場の村田さんと、それから私と染野さんと新工場の施設を見させていただきました。いずれにも何の異常もなく、迷惑かける心配ないようでございますので、審議をお願いいたします。

議長 飯嶋辰吉委員の説明は終わりました。

本件に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 質疑がございませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員挙手でございますので、異議ないと認めます。よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

農地法第5条の規定による許可申請2件について

議長 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請2件について審議いたします。

農地法第5条番号1、—————氏所有の農地を—————
—————氏が太陽光発電施設への転用に対する許可について審議いたします。

事務局、説明をお願いします。

事務局 議案第2号、農地法第5条番号1について説明させていただきます。

またページを1枚おめくりいただきたいと思います。

まず、議案の説明の前に、先月の農業委員会で太陽光発電施設への転用の申請の際に隣接の住宅等の同意をとれないかとの話がありまして、そちらを農林振興センターに確認をとった内容を報告させていただきます。

農林振興センターに確認をとった内容ですと、農地転用申請の同意書は、農地転用の許可基準である周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがあると認められるか審査するための判断材料であると思われるということでございます。農地以外の住宅や雑種地まで同意書の提出を求めるのは難しいのではないかと。また、同意書が添付されていないことにより申請書を受理しないことはできない。また、近隣の同意書がないことにより農業委員会で不許可相当の決定をすることは、農地法上の不許可の理由が明確にできないといけないということでございます。それで、農地法上の理由を明確にすること自体もちょっと難しいのではないかとというような話もいただきました。仮に農業委員会で不許可相当の意見だとしても、その他の条件で整っておれば許可となる可能性が高いということとの意見でございました。

事務局のほうといたしましても、農林振興センターの意見を踏まえまして、近隣の同意を必要添付とすることは難しいと考えております。

なお、申請者に対しましては、引き続きトラブル防止のために近隣への十分な説明を行うよ

うに話していくようにしたいと考えておるところでございます。

以上が農林振興センターに確認をとった内容になります。

それでは、議案の説明に入らせていただきます。

番号1、譲受人住所・氏名、_____、_____
_____さん、譲渡人住所・氏名、_____、_____
_____、_____さん。次に、申請土地の表示でございますが、所在地、大字野上下郷
字_____、_____、地目はどちらも畑でございます。面積は、1,034、884、合計1,918平方
メートルの2筆でございます。なお、2214番1が_____さん、2213番1が_____さんの所有となり
ます。転用の目的は、太陽光発電設備です。権利の内容は、賃借権の設定となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いいたします。場所は、一区内、第2
分団第1部消防詰所の南側にある場所でございます。

次に、申請の事由でございますが、数年前から譲渡人から譲受人で賃借し活用の話が進んで
おりました。昨年末、官公署の許認可がおり次第の条件で賃借活用の約束がまとまりました。
譲受人では政府の環境負荷低減設備工事の融資を受け、太陽光発電事業を計画し、近隣関係者
の同意も得られ、現場は公道・東電配電線にも近接し作業性もよく、近隣に悪影響もありません
ので申請書を提出いたしますということでございます。

次に、計画の内容でございますが、裏面の配置図もごらんください。土地造成が1,918平方
メートル、工作物は太陽光パネル480枚、発電量は120キロワットとなります。

次に、資金計画ですが、_____
_____ということでございます。現在お返ししております申請書に、_____
_____が添付されてお
りますので、ご確認をお願いいたします。

次に、農地の状況ですが、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調
整区域でもないその他の区域となります。農地の区分といたしましては、中山間地域等にある
農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地として、第2種農地と判断され
ます。

なお、申請地は県立長瀬玉淀自然公園の普通地域内にあり、町道野上下郷44号線、150号線
に接している農地でございます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明は終わりました。

次に、担当推進委員でございます高田幸好委員の説明をお願いします。

高田幸好推進委員 高田です。

本件につきましては、1月16日、櫻井委員と事務局、村田さんの3名で現地を確認させていただきました。案内のとおり、三角形の土地のうち2辺が町道に接しているということで、大変日当たりもよくて、太陽光発電については最適な土地じゃないかなというふうに考えました。

以上です。

議長 高田幸好委員の説明が終わりました。

続きまして、農業委員の説明をお願いします。2番、櫻井汪委員の説明をお願いします。

2番櫻井 汪委員 2番、櫻井です。

16日に役場の村田さん、あと推進委員の高田さん、3名で現地確認をいたしました。

私も————のほうも知っておりまして、私の区内の人なので、性格的に見ても特に問題ないというような人であります。それと、現地を視察しましたけれども、隣接する土地の同意書ももらってあるようだし、それをやっても特に問題はないということで現地確認いたしました。

私のほうの報告は以上です。

議長 櫻井委員の説明は終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 質疑はございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議ない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員挙手でございますので、異議ないものと認めます。よって、本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

続いて、農地法5条番号2、————氏所有の農地を————氏が自己住宅への転用するための許可申請について審議いたします。

事務局、説明をお願いいたします。

事務局 議案第2号、農地法第5条番号2について説明をいたします。

またページを1枚おめくりいただきたいと思います。

番号2、譲受人住所・氏名、_____、_____
____、譲渡人住所・氏名、_____、_____さん。次に、申請土地の表示
ですが、所在地、大字本野上字_____、地目は畑、面積は330平方メートルの1筆でございます。
転用の目的は、自己用住宅です。権利の内容は、贈与による所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いいたします。場所は、____区内、新
井接骨院の東側にある場所でございます。

次に、申請の事由ですが、現在、住所地にてアパート住まいをしておりますが、父である譲
渡人が所有する申請地を譲り受け、夫が住宅を建設するため申請しますということでございま
す。

次に、計画の内容ですが、裏面の配置図、平面図もごらんください。土地造成は330平方メ
ートル、建築物は専用住宅1棟、2階建て、建築面積は54.64平方メートル、排水処理方法は
公共下水道となっております。

次に、資金計画ですが、_____と
いうことでございます。現在お返ししております申請書に、_____が添付され
ておりますので、ご確認をお願いいたします。

次に、農地の状況ですが、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調
整区域でもないその他の区域となります。また、農地の区分といたしましては、駅から300メ
ートル以内の位置にある農地のため、第3種農地と判断されます。

申請地は県立長瀬玉淀自然公園の普通地域内にあり、町道本中12号線に接している農地でご
ざいます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。

次に、担当推進委員でございます中井孝志委員の説明をお願いします。

中井孝志推進委員 中井です。

17日に事務局の村田さんと、それから福島さんと見に行ってきました。案内図やここにある
ように、進入路は確保されているので問題ないと思いますが、ひとつよろしくをお願いします。

議長 中井孝志委員の説明は終わりました。

続いて、農業委員の説明をお願いします。3番、福島美知子委員の説明をお願いします。

3番福島美知子委員 3番、福島です。お願いいたします。

17日に、事務局の村田さんと推進委員の中井さんと3人で現地調査に行っていました。

この案内図を見ていただきますと、東側の道を3メートルぐらいの道路を挟んで——さんのお宅がありますけれども、このお宅もブロック塀が回っていますし、西側の——さんのお宅もブロック塀回っています。それで、配置図を見ますと、住宅の西側に農地もあいて、家庭菜園もできるような感じでなっておりますので、とてもいい場所だと思います。周りに何も問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 福島美知子委員の説明は終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございませんね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 質疑はございませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達したいと思いますが、これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員挙手でございますので、よって、本件は許可相当を付して県知事宛てに進達することに決定しました。

農地利用集積計画1件について

議長 続いて、議案3号 農地利用集積計画1件について審議いたします。

事務局に説明をお願いします。

事務局 議案第3号 農地利用集積計画についてご説明いたします。

ページを1枚おめくりいただきたいと思います。

議案第3号番号1、借受人住所・氏名、—————、—————さん、貸付人住所・氏名、—————、—————さん。なお、この——さんは、平成29年5月にも農地利用集積計画の決定をした方でございます。簡単に経歴をお話しいたしますと、平成25年6月から平成28年12月まで、本庄市の金井農園でトラクター、管理機の操作、トマト、ナス、キュウリの栽培管理、野菜の栽培管理を勉強されております。農業検定3級の資格をお持ちで、現在45歳でございます。

次に、利用権を設定する土地でございますが、所在地、大字中野上—————、—————、地目は台帳、現況いずれも畑でございます。面積は621、755、合計1,376平方メートルの2筆となります。利用権の種類は、使用貸借権の設定でございます。

下に案内図と公図がありますので、場所の確認をお願いいたします。場所は、——区内、第1分団第2部消防詰所の南側の場所でございます。

次に、内容でございますが、露地野菜栽培となります。労働力は、男1人、こちらは常木さん本人でございます。農業従事日数は300日、農用機械の所有状況は、管理機5台、動力噴霧器2台、ポンプ2台、トラクター1台、パイプハウス94平方メートルとなります。

利用権の設定期間は、平成30年2月1日から平成31年12月19日までの1年10カ月でございます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は申し出のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員挙手でございますので、異議ないものと認めます。よって、本件は申し出のとおり決定いたしたいと思います。

農作業料金・農業労賃について

議長 続いて、議案第4号 農作業料金・農業労賃についてを議題といたします。

事務局、説明をお願いいたします。

事務局 議案第4号 農作業料金・農業労賃について説明いたします。

またページを1枚おめくりいただきたいと思っております。

こちらは、埼玉県農業会議から農作業料金・農業労賃に関する調査依頼がございまして、事務局で調査し、算出した賃金を農業委員会にお諮りし、報告しているものでございます。

それでは、算出した農作業料金について説明させていただきます。平成29年の欄をごらんいただきたいと思っております。まず、男性の専門作業でございますが、1日当たり7,600円、時給ですと950円、これは昨年よりも50円の増となります。次に、一般軽作業の料金ですが、男性、女性ともに1人当たり7,200円、時給ですと900円で、昨年よりも40円の増となります。こちら

の金額は、シルバー人材センターの時給単価をもとに算出したものでございます。

次に、町内の農外諸賃金ということで、主な業種における臨時雇用の1日当たりの賃金をまとめております。

平成29年の欄をごらんいただきたいと思います。まず、公的勤務、こちらは役場で雇用をする場合の賃金でございますが、1日当たり7,040円、時給ですと880円、昨年より20円の増となっております。

次に、民間でございますが、週に1回ハローワークから役場に秩父管内における求人情報が送られてきておりまして、昨年末と年始の求人情報に掲載されていた時給単価の平均値をまとめたものでございまして、こちらが時給1,014円でございます。こちらは、業種の募集状況等によって変動をしてしまうものでございます。

次に、シルバー人材センターの賃金は、平均値である900円を時給単価といたしております。

次に、埼玉県の土木工事設計単価のうち、大工、左官、土木工の普通作業員の1日当たりの賃金はごらんのとおりとなりまして、大工、左官が増となり、土木工は減となっております。

最後に参考ということで、埼玉県の最低賃金の推移となります。現在は871円で、昨年度よりも26円の増となっております。

以上で説明を終わりにして、それぞれの数値を報告したいと考えております。よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 質疑はございませんので、以上をもちまして質疑を終結いたします。

これより本件に対する採決を行います。

本件は事務局案のとおり埼玉県農業会議に報告したいと思いますが、これにご異議ございませんか。異議のない方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

議長 全員挙手でございますので、異議ないものと認めます。よって、本件は事務局案のとおり埼玉県農業会議に報告することに決定いたします。

以上、審議を終了いたしました。

その他

議長 次に、その他でございますが、2月の委員会日程について、2月の委員会は26日月曜日午後1時30分からとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。よろしいですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長 では、26日月曜日午後1時30分からといたします。

事務局から何かございますか。

事務局 それでは、その他で何点が説明をさせていただきます。

まず、先月の農地転用の許可の状況でございます。先月の農地法第4条の1件、農地法第5条の2件でございますが、————申請の農地法5条の1件につきましては、現在書類不備ということで許可保留となっております。その他の農地法4条1件、農地法5条の1件につきましては、平成30年1月22日付で許可となっております。

続きまして、こちらの新聞のコピーをごらんいただきたいんですが、こちらは農地法第3条により、農地の権利移動は農地取得後の経営面積が長瀬町では30アールと定められております。こちらの新聞記事のコピーでございますが、川島町さんが空き家とセットの農地を取得する場合、この下限面積を1アールまで引き下げることとした記事でございます。今回、長瀬町もこの記事と同様に下限面積の引き下げを考えております。現在、秩父郡内の皆野、横瀬、小鹿野町さんとも条件をそろえて引き下げを行いたいと考えておりまして、具体的な引き下げ案作成後、農業委員会の総会に諮らせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、もう1枚がこちらの民泊の説明会の開催についてでございます。じゃ、こちらは12日の全体研修会でも配付されておったんですが、再度秩父地域おもてなし観光公社のほうから説明会のほうの案内がございまして、2月9日金曜日に皆野町文化会館のほうで10時から説明会が開催されるということでございます。こちらは、民泊をご理解いただくためのものございまして、必ずしも受け入れ家庭となつていただくというものではございませんので、時間が許す方にはぜひご参加いただきたいと思ひまして、もう一度開催の案内を置かせていただきましたので、よろしくお願ひします。

あと、最後に、この後3時から、3階の大会議室で農業者との意見交換会をお世話になりたいと思つておりますので、ちょっと時間があるんですが、お待ちいただいてよろしくお願ひしたいと思ひます。6時から勉強屋で新年会のほうもお世話になりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

以上で説明を終わります。

議長 以上をもちまして本日の予定した審議は終了いたしました。これで議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。

閉 会

事務局 これをもちまして、農業委員会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

(午後2時05分)

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

平成30年1月25日

議 長 鈴 木 誠

署名委員 野 村 五 郎

署名委員 櫻 井 汪